



## 第一部分：食品安全領域の新たな動き

### 1. 「食品薬品摘発通報管理法」が最近発布・実施



2016年1月12日、国家食品薬品監督総局(CFDA)から「食品薬品摘発通報管理法」が通過され、2016年3月1日から実施される。当該法により、食品薬品摘発通報工作は統一的な指導、属地による管理、法律に基づく行政、社会共同治理という原則が実行される。同時に、公衆の食品摘発通報ルートが更に順調となり、また各地の摘発受理機構（主に各レベルの食品薬品監督管理部門）の職責も更に明確になる。

同法において、注目を集めているのは摘発通報の処理手続を詳細化したところだ。通報の手掛かりに対し、相関食品薬品監督管理部門は適時に調査し、相関情報を確認して、60日以内に処理結果を報告しなければならない。複雑案件の場合、相関法執行部門は適当に延期することができるが、延長期間は30日超えてはならない。

上述内容から、新「食品薬品摘発通報管理法」の実施後、相関部門は食品安全案件の手がかりの処理に当たって更に効力的になると予測される。

**【HFG コメント】**当該管理法の公布は、公衆の食品安全に対する監督に大きな便利をもたらし、国の食品安全に対する重視も現れている。他方、同法の実施は一定の程度で專業模倣品取締人の食品企業に対する悪意の摘発を「激励」する可能性がある。同法の本意は公衆の食品安全問題に対する監督を激励することであるが、「專業模倣品取締人」は当該内容を利用して、複数回の摘発等から得た「実践」経験を通じて、迅速に相関部門の問題に対する法執行態度を把握することができる。例えば、專業模倣品取締人がある食品の栄養

成分の標注が違法かどうか確認できないとき、迅速に通報することにより法執行部門の権威的観点を把握することができ、よって更なる摘発を行うかどうかを判断することができる。

### 2. 八割の食品薬品犯罪はネット由来で、ネット上食品安全問題は依然として厳しい



公安部が最近発布した2015年食品薬品犯罪データによれば、去年、公安部門は計1.5万あまりの食品安全犯罪案件を処理した。その中で、注水肉、死んだ豚の肉、ゾンビ肉、下水油、母乳化粉ミルク案件等が多発している。更なる統計によれば、食品安全犯罪の案件において、約80%の食品安全犯罪はインターネットルートを通じて実施された。

中国電子商務の継続的發展とともに、ネットで食品を買うことは忙しい若者の選択肢となった。ネットショッピングルートのますます広がりに伴って、ネットで食品を買う規模も増加している。例えば、現在流行っている代理買付け、共用厨房O2O、及び微信「モーメント」でかつて一時流行っていた手作りケーキ等がある。ある機構の統計によれば、2015年中国食品電子商務の総額は400億元に近く、2018年に食品のネット購入の市場規模は1400億元になると推測される。

ネット上食品取引の多様化に伴い、ネット上食品供給チェーンもますます複雑になっている。例えば輸入食品はネット代理買付けの形で、少量多回数の方法で中国に持って来る。「共用厨房」の実態はネットルートで「密かに大儲けする」違法飲食作業場で、モーメントにおいて「三無（生産日、産地、生産工場名称等が無い）」ケーキの製造が相次いで摘発されている。

ネット上食品犯罪はチェーンが長く、また隠蔽性を有するため、食品安全監督に一定の難度をもたらし、よって厳格な監督は一つ大きな挑戦となった。例えば、現在非常に流行

っている輸入食品の代理買付けとモーメントでの個人厨房料理はいずれも製品来源の合法性問題、食品原料の健康・新鮮問題等といった多くの食品安全問題が存在している。

**【HFG コメント】**これは食品領域での新たな注目されている問題である。現在、第三者ネットプラットフォームでの食品安全問題に関して法律空白が存在する。食品安全は国民の生活に関わる大問題なので、第三者取引プラットフォームがサービスを提供するとき、相關資格の確認を行う必要がある。同時に、国内の食品生産企業も食品安全質量を向上させ、輸入食品の品質は必ず国産より高く、家庭自製食品は必ず工業生産より安全だという公衆の偏見を打破すべきである。但し、現実には往々にこのとおりできていない。

### 3. 「上海市食品安全通報奨励弁法」が近日発布されまもなく実施



近日、上海市食品安全弁公室、食品薬品監督局は「上海市食品安全通報奨励弁法」を修正した。同法によれば通報人は実名、匿名、隠名等三種類で通報することができる。また、通報できる違法犯罪行為及びその手がかりを詳細化し、30類まで増やした。例えば、期限切れた原料で食品を生産することや安全標準に符合しない幼児食品の生産等に関する内容がある。

新「奨励弁法」は摘発通報の奨励金を大幅にアップした。前の「奨励弁法」は、通報人に対し最高20万元を奨励したが、新法では最高奨励金を10万元アップし、最低200元、最高30万元となった。もっと多くの通報人、例えば企業内部従業員等による通報を奨励するため、新「奨励弁法」は経営組織内部による通報に対し奨励金を増えることができると規定した。

統計によれば、2015年に上海食品安全監督部門は有奨通報案件計995件を処理し、その奨励金は計84.3万元である。

**【HFG コメント】**中国において、食品安全は国家安全と同等重要なこととなり、一つの基本的国策である。「食品薬品摘発通報管理弁法」の実施と同調するため、上海政府は「上海市食品安全通報奨励弁法」を公布実施し、通報できる犯罪行為及びその手がかりの範囲を拡大・詳細化し、また奨励の額を更にアップした。上述のように、当該政策は專業模倣品摘発人には一定の刺激効果を有する。また匿名、隠名通報方法は、法執行部門または企業が通報人の摘発はを処理するに当たり、通報人が專業模倣品摘発人であるか否かを判断する難度を増加した。そのため、食品企業が公衆の監督を受けるとき、プレッシャーが更になり、その来源も広くなる。従って、企業の危機処理及び危機広報の要求が更に高く求められる。

## 第二部分：食品安全領域の新たな進展

### 4. スーパーが「早産ケーキ」を販売、市場監督管理局が「史上最厳罰金請求書」を下した



近日、上虞のあるスーパーで「早産ケーキ」を販売したため当地の工商行政部門より5万元の高額罰金が科された。この「早産ケーキ」は虚偽の生産日を標注し、賞味期限が切れた食品である。工商局の調査によれば、このスーパーは計6箱「早産ケーキ」を販売し、その金額は一万人民元を超えた。当該罰金請求書は「史上最厳罰金請求書」と呼ばれた。

「中華人民共和国食品安全法」によれば、虚偽生産日を標注または賞味期限切れた食品を経営する行為に対し、県レベル以上の人民政府食品薬品監督管理部門は違法所得と違法生産経営した食品を没収することができる。違法生産経営した食品の金額が一万元満たな

い場合、罰金額が元の 2000～5 万元から現在の 5 万～10 万元となった。

新食品安全法の公布後、問題食品の生産源、販売の中間段階について監督管理を強化し、食品生産、販売の全供給チェーンにおけるすべての段階が監督の重点にし、よって食品安全を確保する。

**【HFG コメント】**当該法執行行動は新たに修正された「食品安全法」が「史上最厳食品法」と呼ばれることに対する最も適当な解釈であるといえる。本件の場合、旧法により処理されると数千円で済むかも知れないので、経営主体に対する処罰は「痛くも痒くもない」ことであるが、新法により処罰されると、5 万元の罰金はただ起算点にすぎない。ここから分かれるように新「食品安全法」は食品安全に反した行為に対し、すべての段階で処罰及び責任追及力を強化し、問題食品の製造、生産、販売等各段階のすべての参加者が「恐ろしさ」を感じさせ、社会行為を規律、規範する役割を果たす。

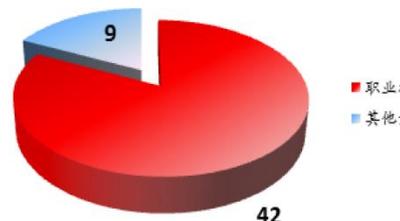
## 5. 中国北京食品類紛争案件が一年で5倍に増加、その多くは專業模倣品取締人による模倣品取締案件

2015 年、北京市第二中級人民法院は食品紛争案件を計 51 件審決した。この数は 2014 年同類案件数の 5 倍になる。審決された 51 件中、專業模倣品取締人が提訴したのが 42 件で、約 8 割を占める。これは食品権利保護の主体はますます職業化になることを意味する。

権利保護主体が職業化となった主要原因は新「食品安全法」に「消費者は賠償金を購入金の十倍で請求することができる」という規定があるからだ。巨額の賠償金の下で、相当の專業模倣品取締人と消費者が相次いで権利を保護している。

調べによれば、現在食品紛争案件は主に包装食品と保健食品領域にある。包装食品紛争

### 北京市第二中級人民法院が審決した食品紛争案件



案件に対し、消費者が関心する焦点は「食品真偽問題」、「添加剤の合法か否かの問題」、「使用効能に関する宣伝の適切問題」等がある。保健食品類紛争案件において、主な争議焦点は「添加剤が明確に表示されていないまたは故意に使用効能を拡大する」問題である。更には一部の輸入保健食品が国家食品監督管理部門の登録認証を得ていない（つまり「青い帽子」標識を得ていない）現象もある。

消費者が関心する色々な問題について第二中級人民法院は行政機関に、「ブラックリスト」制度を設け、かつて大きな安全問題が発生した食品企業に対し、一定期間内ないし一生、市場参入禁止することを提案している。

多くの食品紛争案件において、最も典型的なのは、華潤スーパーが偽茅台酒を販売した案件で 10 倍の賠償が命じられた案件である。孫さんは華潤スーパーから 7 瓶の茅台酒を購入し、その一つを検証したが茅台酒ではなかった。通報を受けて後、工商局は孫さんの他の茅台酒 5 瓶を茅台酒会社に送って検証したが、最終的な結果として検証された茅台酒は茅台酒会社が製造したものではなかったため、孫さんは法院に起訴した。裁判所は、華潤スーパーが仕入れする際、本件酒の来源及び食品安全標準に符合する相関証拠を保存しなかったため、華潤スーパーが販売するとき、本件酒が食品安全標準に符合しないことを知っていると認めた。従って華潤スーパーに購入金を返還し、かつ購入金 10 倍の賠償金を払うよう判決した。

**【HFG コメント】**新「食品安全法」の実施後、一定の程度で專業模倣品取締人を流通領域に

ける食品安全に対する監視を促進した。同時に、企業に生産領域、流通領域において自己管理を強化し、十倍の罰金が科されるような「極刑」を避けるよう催している。

## 6. 中国保健食品市場構成が密かに激変中



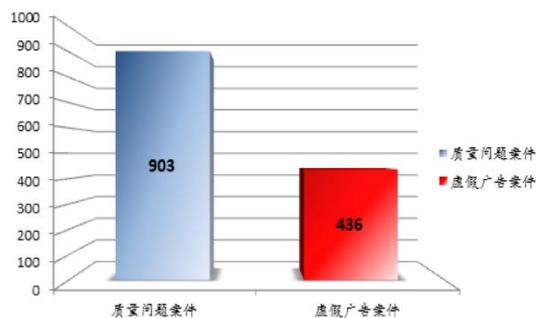
中国保健食品は長年消費者からの好感度が低く、特に中国国内の一部保健食品企業は消費者を中老年人に設定し、製品が比較的単一である。中国消費者が国産保健食品に信心が足りないため、国外の保健食品企業に大きな発展を得た。

近年、多くの国外保健食品企業は中国消費者の日々増強する購買力により、経営が赤字から黒字に転じた。例えばアメリカ保健食品会社諾天源(中国)貿易有限公司(以下「NBTY」という)は2015年赤字から黒字になり、純利潤成長率は269%まで上がったが、その成長の主な原因は同会社製品が直接または間接に中国消費者市場に入り、製品販売量を大きく増加したからだ。

通常、輸入保健食品は中国食品薬品監督管理総局から保健食品の標志を得てから薬局や直売ルート等専門ルートに入ることができる。しかし、輸入保健食品の輸入許可の取得に要求が非常に高いため、現在多くの海外保健食品ブランドは基本的に代理買付け、国際的電子商務、ネットショッピング、さらには闇ルートで販売している。これにより保健食品市場に対する管理監督が更に難しくなった。データによれば、2015年保健食品の摘発案件は2389件で、その主は質量問題案件(903件)と虚偽広告案件(436件)である。その中で国際的電子商務は偽保健食品販売の多発地である。

中国企業の海外合併及び輸入制作の開放とともに、保健食品市場の構成が「中国資本+海外ブランド」モデルに変わっている。2016年3月11日、汤臣倍健股份有限公司(以下「汤臣倍健」という)はNBTYと合資会社の成立を

2015年保健食品摘発案件



発表した。汤臣倍健は60%の株式を持ち、NBTYは中国市場での「自然之宝(Nature's Bounty)」と「美瑞克斯(Met-RX)」の業務及び国際的電子商務を合資会社に注入した。これで汤臣倍健は間接的に自然之宝和美瑞克斯の中国での永久経営権と商標使用権を取得した。外保健食品資源の取得は既に国内保健食品企業の重要な対策となった。2015年広州市合生元生物制品有限公司は63億人民元でオーストラリア第二規模の保健食品ブランドSwisseを買取した。

**【HFG コメント】**2016年3月1日、中国国家食品薬品監督管理総局は「保健食品登録と届出管理弁法」を公布し、保健食品市販の管理モデルを元の登録制から、登録と届出を結合した双規制管理モデルに調整した。輸入保健食品領域では、一部製品に対し開放的届出制管理を行う。これにより国家の輸入保健食品に対する管理を強化し、国内の保健食品市場を規範することに積極的な役割を果たしている。また、海外ブランドの進入により、中国国内保健食品生産企業に対しても更に多くの挑戦が待っている。

上海 HFG 法律事務所  
二〇一六年三月二十四日

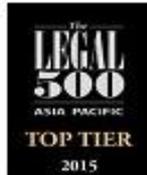
## HFG 事務所概要

**HFG** は 2003 年以来、高度一体化された中国・外国籍専門家チームの共同経営する事務所として、高標準、高品質のサービスを提供し続け、世界各業界のクライアントのニーズを徹底的に理解に基づき、クライアントの為に最大な商業利益を追求しています。現在、**HFG** は三つの組織で構成されているが、それぞれ恒峰法律事務所、恒方知識産権咨询有限公司、及び上海衡方知識産権代理有限公司であり、北京、上海に二つの事務所があります。

**HFG** は長年の実務経験を通じて、深く多様な知識と多言語のコミュニケーション能力を駆使し、全国の省、直轄市、自治区等の司法、行政機関において、クライアントのために多様な知的財産権業務を展開しています。**HFG** は知的財産に関する訴訟・非訴訟案件やビジネス及びコーポレートのリーガルサービスを集約しクライアントの無形資産が有形資産より多い会社のためにワンストップソリューションを提供します。**HFG** が扱っている分野は IT・通信、石油化学、ワイン・雑酒、ファッション、化粧品、小売・電子商取引、食品医薬品基準、ライセンス取得、特許技術の収益化等に係っています。

**HFG** は複数の大手食品会社に食品領域におけるコンプライアンスサービスを提供し、また強大な弁護士チームは各地で生じている食品安全問題を処理しています。**HFG** には外資食品業界のシニア弁護士が入所して在籍しており、また **HFG** の一部シニア弁護士は食品領域で複数コンプライアンスに関する著作を出版しました。例えば、**HFG** のシニア弁護士は 2013 年に初となるイタリア語とスペイン語の中華人民共和国食品監督管理規範を出版しました。

**HFG** が代理した案件は、数年連続中国公安部から「十大典型的案例」及び「五大經典的案例」と評価され、また中国外商投資企業協会優質ブランド保護委員会より「中国知的財産権案件ベスト 10」と評価され、及び複数の主要省の中級、高級人民法院より当年度の經典的訴訟案件と評価されました。私たちの長年の努力により **HFG** は数年連続複数の国際クライアントより当年度の「最優秀知的財産権サービス提供者」と評価されました。2010 年以来、当事務所は「Legal 500」より数年連続上海地区で知的財産権業務の一位と推薦され、また「知的財産権管理」からも強力に推薦され、同時にチェンバース法律評価機構及び「世界商標評論 1000 強」からも高い評価を取得しました。



本号の食品産業関連の知的財産権情報について如何なるご意見・ご提案がありましたら、以下の連絡先でご連絡ください。

電話: +86 21 5213 5500

传真: +86 21 5213 0895

メール: <mailto:lli@hfgip.com>